

幸手市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

幸手市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成 27 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「その員数」の次に「（幸手市介護保険運営協議会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同項第 3 号中「第 140 条の 68 第 1 項」を「第 140 条の 66 第 1 号イ(3)」に、「主任介護支援専門員研修を修了した者」を「主任介護支援専門員」に改め、同条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、幸手市介護保険運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから 2 人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

幸手市長 木 村 純 夫

提 案 理 由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターの職員配置基準に

ついて所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。